

経営者保証不要の
デット・ファイナンス
始まる!

START UP



スタートアップ創出促進保証制度の概要

| | | | |
|-------|-------------------------|------|---|
| 保証限度額 | 3,500万円 | 保証割合 | 100%保証 |
| 対象資金 | 運転資金、設備資金 | 申込方法 | 金融機関経由 |
| 返済方法 | 原則均等分割返済 | 保証期間 | 10年以内 (据置期間1年又は3年以内) |
| 担保 | 不要 | 保証人 | 不要 |
| 融資利率 | 金融機関所定利率 | 保証料率 | 1.05% (創業関連保証の保証料率 0.85%に0.2%上乘せ) |
| 添付書類 | 創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用) | | |

本制度をご利用いただける方

*ご利用いただける法人の企業形態は、会社法第2条第1項に定める株式会社、合名会社、合資会社、合同会社です。

創業後5年未満の法人

- 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である
- 分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である
- 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

創業を予定されている方

- 事業を営んでいない個人で、2か月以内に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある
- 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

ガバナンス体制の確認



本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(写)を金融機関に提出してください。

詳細な制度概要はこちら



(中小企業庁ホームページ)

詳しくは、金融機関又は当協会までお問い合わせください。

青森県信用保証協会 本部担当部署 保証業務課 TEL 017-723-1354

【営業所・支所】

青森営業所 017-723-1353 弘前支所 0172-32-1331 八戸支所 0178-24-6181
五所川原支所 0173-35-4121 十和田支所 0176-23-4331 むつ支所 0175-22-1204

活用事例



工場最適化支援システム開発会社(保証金額3,000万円)
前勤務先のシステム開発会社の一事業部門として事業をスタートし、その後分社化することにより当社を創業。開発資金等はVCの出資により調達出来ていたが、黒字化までの資金繰りを安定させる為に申込。



医薬品販売等(保証金額2,500万円)
現在勤務する大学にて開発した医療用試薬・検査薬について事業化するため当社を創業。創業第1期目から収支均衡での着地を見込んでおり、順調な受注を消化するための運転資金の申込。

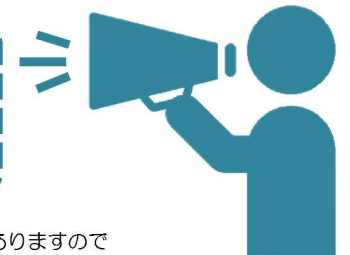


ブライダル関連DXシステム開発(保証金額2,000万円)
前勤務先でシステム開発部門に従事していた際に、DXに繋がると感じ創業。連帯保証を取らない融資を希望しており、金融機関より本制度の紹介を受ける。システム開発研究費等として申込。



什器備品レンタル事業(保証金額3,000万円)
前職の経験を活かし、独立。連帯保証不要・保証期間を長く取ることが出来る制度を希望しており、金融機関より本制度の紹介を受ける。事業拡大に伴う増加運転資金として申込。

幅広い業種、様々なバックグラウンドを持った
創業者によって活用されています！



*金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。